

『栄花物語』 続編を私家集から照射する (中)

—— 続編に描かれた藤原師実をめぐる物語から ——

Sequel of *Eiga Monogatari* (A Tale of Flowering Fortunes) (2): From the Perspective of the tales on Morozane Fujiwara

加藤 静子

KATO Shizuko

一 第一部と第二部をつなぐ藤原師実

前稿では、四条宮寛子に仕えた女房の手になる四条宮下野集・康資王母集について、人物比定をめぐり確認を加えた。

下野集は、頼通が健在の時に編まれたと推測されるが、後見する父関白頼通よりも、若い弟師実との交流する和歌が場面についても詳しい文章化がされていた。後冷泉朝期の最後の歌(194番歌)も、下野歌を契機にして、大臣師実と姉皇后寛子が談笑する場を描いていた。続いて突然、後冷泉天皇崩御、四条宮寛子の出家に触れる。しかしながら哀傷歌はなく、女あるじの出家に関わる歌もなかった。康資王母集の1番歌は、堀河天皇の御代を「今」として開始して

いる。家集は、後冷泉く堀河天皇時代の詠歌をおさめ、家集で「殿」呼称されたのは、皇后の父頼通ではなく、弟師実であった。最後に跋にあたる和歌がおかれ、その直前は、「関白」師実の子忠実におもちゃ(鳥の形をした笛)を贈った歌で、「殿」師実の返歌があり、孫の万代をと祝する歌で閉じている。両家集ともに、師実の存在は大きい。

続編執筆の契機には、正編三十巻の存在があった。正編は、村上く後一条天皇七代の約六十年を、「編年体」という縛りで記している。巻一「月の宴」の途中から巻三〇「鶴の林」まで、「年がわり」を記して進めてゆくが、年号を記すのは道長の生涯(九六六く一〇二七)に相当するもので、誕生翌年(康保四年)く薨去翌年(万寿五年)までであった。杉本一樹氏「栄花物語と編年体」は、正編に「年」

が抜け落ちたのは一例、「年のかわり目」が不分明なのは巻の変わり目の三例、と指摘する^②。道長は、若い長男頼通に撰関職を譲り、巻一五で出家し、後半は頼通の撰関時代にあたる。

一方、続編は、後一条く堀川天皇の六代にわたる六十年余を、撰関家、天皇とその後宮を中心に物語っている。正編の道長を継いで、頼通・師実二代の撰関家を軸とする。

池田尚隆氏は、「采花物語続編の構成―原資料と成立をめぐって―」〔采花物語研究 第一集〕国書刊行会 一九八五〕において、続編で年がわりを記すのは、二十箇所のみで、続編年数の約三分の一にすぎないこととされ、日付のあるものは、「原資料にすでにあったものをそのまま採ったという程度のこと」と指摘する。年立構造をもたない続編は、「ある程度まとまった原資料を繋ぎ合わせるが、おそらく続編の『方法』であった」とする。氏は、さらに巻二八にいたると、欠年はなくなり、「第二部にする分割論は確かに理由がありそうである」とする。

「原資料」による再構築としても、それでは続編では、何をどのように順序だてて記している『方法』なのか、についてはまだ課題として残っている。

手法とはとても言いにくいだが、作り物語に似て、人とその事跡、人物相互の関係性について、続編は天皇家と後宮との物語を中心に綴っていくことにあると、私には思われる。記事間を繋いでいく際に、人物の事跡に記された月日などの時間、年中行事や季節の移ろいなどで年月の流れを形成している。ただし、結果は、年時を必ずしも正確に刻んでいるとは限らない。

続編については、巻三一―三七、巻三八―巻四〇という二部構成

であること、作者は別人であることが、先行研究を継承した松村博司氏の一連の著作により、ほぼ定説のようになっている。続編二部説を支える論拠の一つに、巻三七末尾に見える次の文章がある。

世の変るほどの事どももなく、にはかに宇治の人思しめすことのみ出で来たるこそあやしけれ。後冷泉院の末の世には、宇治殿入りるさせたまひて、世の沙汰もせさせたまはず、東宮と御仲あしうおはしましたければ、そのほどの御事ども書きにくうわづらはしくて、え作らざりけるなめりとぞ人申しし。東宮とは、後三条院の御事なり。(③四二〇頁)

右の文が、第一部の跋文とみなされてきた。どうにも座りの悪い文章ではある。

ところが、右の文章が存在しない『采花』写本が出現した。続編は、一系統の本文で研究されてきたが、唯一の異本にあたる学習院大学の本である。そこで、私は、そもそも『采花』続編にこの本文はなかったであろうとした〔『采花物語』続編の本文―学習院大学日本語日本文学科所蔵本から〕『都留文科大学大学院紀要』19 二〇一五・三三。学習院大本は、書写が室町期と新しく、本文的に言えばさほどよいとは言いがたい。しかし、異同箇所を見ていくと、従来抱えてきた不審が一掃される箇所がいくつも見える。また正編には、底本や代表的な諸本よりも、古態性がうかがえる箇所も指摘できた。

そして、拙稿では、跋文と言われる文章は、本来の本文に付加された勅物の類が本文化されたかと推量した。後世になると、たとえ

ば、『今鏡』に、後三条天皇と頼通について、
後三条院位につかせ給ひてぞ、年ごろの心よからぬ事どもにて、宇治に籠り居させ給ひて、延久四年正月二十九日御髪剃さ

せ給ひて、八十七にてぞ失せさせ給ひにき。

〔藤波第四「梅の匂ひ」〕本文は海野泰男『今鏡全釈』

と不仲を記す。しかし、『栄花』巻三七に描いているように、頼通が宇治に籠居したのは後冷泉天皇の末からである。第二部といわれる巻三八が開始されても、後三条天皇御世に、頼通との「御仲あしう」面を描いているわけではない。

さらに、院政が撰閔家を抑えるためではなかったことにも触れておきたい。師実集の注釈に「関わり、解説Ⅳ「末っ子の関白、藤原師実」を書いた。師実が、強烈な個性の持主白河天皇と良好な関係を保ち続けていた側面に言及した。近年の歴史学研究を参照して、院政というシステムが機能しはじめたのは、堀河天皇の崩御後、あとを継いだ鳥羽天皇が幼くて、関白忠実も若すぎたからと、触れた。

跋文がなく、原資料がゆたかであるとすれば、第一部第二部の世界を、ある時点で一括して構想し執筆した、という考え方もありうる。康資王母が、後冷泉堀河天皇時代を生きながら家集を編んだと同じように。そう仮定した時、第一部と第二部をつなぐ人物として、師実がいる。前稿で見てきたように、関白師実の存在感は、女房たちの間では、若い時から大きかった。巻四〇の掉尾を飾っていたことも紹介した。よって、師実がいかに描かれているかを検討していくことは、無駄なことではあるまい。

師実が物語られるのは、巻三六、姉寛子の入内立后後に始まる。父頼通は巻三七巻末で宇治に退き、巻三八の後三条天皇の御代以降は、師実中心に変わる。師実夫妻養女の賢子が東宮妃となり、巻末に後三条崩御のことが記される。巻三九、白河天皇の御代になり、賢子は立后、皇子二人・皇女三人が誕生する。師実は、教通薨去を

受けて関白となる。巻四〇、賢子所生の堀河天皇が即位し、師実は撰政となる。

そして、第二部については次稿に譲るが、巻三九巻末に、師実はまもなく堀河天皇となる若宮の祖父として、第四〇巻末では、関白家の忠実の祖父として、ともに子孫繁栄が祝されている。『栄花』では「大殿一呼称を説明しないが、堀河天皇御代下、師実が、嫡子師通に関白を譲ったので(寛治八年(一〇九四)三月、「大殿」になる。「大殿」(師実)と「関白」(師通)の「二殿下制」という撰閔家の力が漲っていた時点を経ていることになる。

関白頼通の家からは天皇誕生はなかった。師実の家からは、養女とはいえ、堀河天皇が誕生している。この堀河天皇の存在をより重く評価して、『栄花』続編を読むことはできないのか、というのが本論のねらいでもある。堀河天皇以降、鎌倉時代の仲哀天皇まで、撰閔家から天皇は誕生しなかったという事実の重さをはかるべきと思われる。

以下に、師実を中心に読解を試みてゆく。言及しなければならぬことが多岐にわたるので、本稿では、後冷泉天皇の御代、巻三六・巻三七に描かれた師実を追いかけ、姉の後冷泉皇后寛子に関する叙述のあり方も視野に入れ、いわゆる第一部の表現世界と論理について確認したい。第二部に微妙に連動する様相についても、触れていきたい。第二部から第一部を同様に眺めて続編全体を検討するのは、次稿に譲りたい。

二 続編卷三六「根あはせ」の藤原師実

卷三六「根あはせ」は、後朱雀天皇の病悩からかきおこし、^④後冷泉天皇が「寛徳二年正月十六日」に踐祚する（新編全集の小見出し番号を、以下、時の流れを示す意味で添える）。^⑤後朱雀天皇が崩御する。④「四月八日には御即位あり」と、その即位の儀が女房たちの動向とともに詳しく記されている。後冷泉は、道長女嬪子腹。生後すぐ母に死別し、女院彰子に養育される。皇子内親王は、同様に後一条天皇・中宮威子の両親を亡くし、女院彰子のもとで育ち、東宮妃となっていた。^⑥翌年立后のために「七月ついたち」（永承元年②〇四六）内裏を退出する。「十日」立后、当日の儀礼が描かれる。御代がわりと立后が語られた。

続編に初めて即位した後朱雀天皇の即位式は、記されてなかった。また、禎子皇后・嫺子中宮の立後の儀なども、記されていない。^④対して、^⑦皇子立后は、昼の御座に御倚子立て、御髪あげ、白の着衣などの姿を映す。拝礼、博士の命婦が参り御簡につけてと、その夜の御膳に触れ、三日間の女房装束について微細に描かれている。^⑧

卷三四では、後朱雀朝期の后妃や局の様子さえも、東宮妃皇子内親王方から描写されていたことと連動する、原資料に富んでいたからであろうが、後冷泉天皇とその後宮が、後朱雀天皇の時よりも丁寧に描かれているのは確かである。

1 物語られた師実の事跡 —— 「臨時祭の舞人」 「色におはしま

して」 「五節の舞姫を出す」 制と服飾 ——

④に、「三条殿」 祇子腹の頼通女寛子が十二月に入内したとあり（永承五年②〇五〇）、⑤二月に寛子立后が記される（永承六年二月のこと）。そして、⑥に、卷名の由来となる「永承六年五月五日殿上歌合」が記される。その後、

⑦皇后宮の御せうとの若君とておはしつる、御元服せさせたまふ。^③三六九頁

* 本文は新編日本古典文学集により、頁数を添えた。とのみ、師実の元服が記された（天喜元年②〇五三）四月、十一歳の時。「殿上歌合」の一年後となる。師実初登場は、姉寛子の立后後に、かつ内裏行事と並べてある。

続編開始時の頼通嫡子は、源憲定女腹の通房であったが、彼は巻三五で薨去のことが記された。頼通の男子は、他に源倫子女房祇子腹に師実の兄たち四人いたが、みな養子に出されたり僧侶になったりと、末っ子師実しか残されていなかった。そういう事情を続編では承知していても一切触れない。師実は、皇后弟という頼通嫡子としてふさわしく登場したもので、劣り腹の誕生を記すよりも、重々しい登場となるろう。

続いて、⑧「五月に、駒競の行幸あるべしなどいふほどに、にはかに三条殿うせさせたまひぬ」と、五月の「駒競の行幸」にひきつけて、寛子・師実らの母「三条殿」 祇子が亡くなったと記された（定家朝臣記）によれば天喜元年五月二十三日のこと。一応このあたり年時順と確認される。

③に移ると、その年は、七月から天皇病悩のことがあり、閏七

月があり暑さがひどいなか祈りが行われた。「二十日」に高陽院に天皇が渡御したとあるのは、「八月」で、天喜元年八月二十日(十三代要略)と確認できる。高陽院には、中宮がまず渡御し、皇后寛子は二三日遅れてと記す。このように、中宮・皇后と並べて平等公平に描いている。

③② 倫子が夏に薨去したゆえと、五節や臨時祭など映えなくて過ぎた(すでに注釈書に指摘するように、関白頼通・女院彰子の母である源倫子薨去が、かなり軽い扱いになっている)。

③③ 年が変わると(天喜二年になる)、里内裏の高陽院が「正月八日また焼けぬ」と焼亡、冷泉院に、次に「三月十余日」四条宮に移る。相撲御覧が記され、「九月」に京極殿に移ったが、④①「十二月の八日また」焼亡して、三条第に移り、「同じ月の二十七日に」一条院(四条殿)の誤りに移ったと記される。一連の内裏焼亡に触れたものであるが、天喜二年であったことは、他記録から確認される。皇后の物の怪と祈りに一行触れて、師実に関する二番目の記事がある。

④⑤ 殿の少将殿、臨時祭の舞人、せさせたまふ。いみじううつくしうて舞はせたまふに、……殿はまして三条殿のかやうにおはしますを見たてまつりたまはぬ、あはれに思しめさるらんかし。いかなりしにか、御簾の内にて女房のなかにて御覧じき。

③三七四頁

臨時祭の記事に言及することで、天喜三年(一〇五五)に年時を動かしたものらしい。亡き祇子がこの様子を見られないことに触れ、「殿」頼通の感慨を思いやっている。

「臨時祭」とは石清水臨時祭のことで、天喜三年三月に師実が祭

使をつとめた時を指す。波線部「御簾の内の女房のなか」でどういうわけであったのか御覧になった、というのは、皇后寛子方においていうものであろう。

『采花』がことさら言及したように、関白御曹子師実がつとめるということ、『平定家朝臣記』に次のように詳しく記している。師実、十四歳のことで、舞人ではなく「祭使」をつとめ、「権中将」の時であった。

二十四日。臨時祭なり。中将殿、使を勤仕せしめ給ふ。

巳刻、御禊。午刻、使已下を召し、庭中に於いて盃酌有り。右・内両相府、参り給ふ。已下上卿、濟々。七巡の後、挿頭を給ふ。例に依りて舞有りて了んぬ。未三点、使已下、退出す。路、四条大路を用ゐ、朱雀大路に至りて南行す。……

使(装束、下物を着し給ふ。釵、紫檀地の螺鈿の細釵、瑠璃管・平緒。金銀の花・瑠璃の葉等を作り付す。帶、落花形。馬、大□子。鞍、水精地)。籠二人(公武・公安。錦袴等を着す)。隨身四人(蚕絵)。小舎人八人(蒲萄染の織物の狩衣・袴。紅打の袖。半靴)。馬副八人(瀧口を用ゐる)。雑色二十人(萌木十人・二藍十人・桜色十人・長四人、薄蘇芳。取物四人、山吹。袖、各同色を用ゐる)。……御共の人二十人(四位四人、五位十四人、六位二人)。……

清涼殿東庭で祭使発遣の儀が行われる。巳刻に天皇の御禊が行われる。午刻に祭使以下酒餞のことがある。右大臣藤原教通・内大臣頼宗をはじめ公卿ら大勢が参集したと記す(なお、『采花』④⑤の記事と対応するかのよう、ここに関白頼通の姿はない)。その後挿頭をたまわり、舞のことなどが行われてから、石清水社に向かう。『江家次第』巻六に詳しいが、祭使には、天皇の御服が与えら

れて禁色の衣服をまとう。

祭使以下が出立するが、その装束も詳しく、供奉の「籠二人」以下、隨身、小舎人、馬副、雑色の装束にまで言及し、お供の人数も二十人という大がかりなものであった。例年の行事ながら、関白御曹子が、祭使というかたちで人々の前に現れ、衆目にさらされる、いわばお披露目の絶好の機会であつたろう。

『平定家朝臣記』には、翌二十五日条の記述も詳しい。関白頼通までが、祭使一行の休憩所となる朱雀院の栢殿に、弟の右大臣教通・内大臣頼宗と同行する。饗饌の事が行われ、籠二人に御衣を与えている。已下の上卿・殿上人も纏頭すとあり、両府には御引出物の馬、各一疋がある。内裏にもどる祭使一行を、関白頼通以下が見物して、内裏での還立にと続いてゆく。

なぜ、『栄花』では、師実を、より重々しい祭使ではなく、「少将」とし「舞人」にしたのか。年時を追った書き方や、「御簾の内にて女房のなか」で見物した頼通が描かれるなど、原資料はあつても、そこまでの記述がなかったか。あるいは、近い記憶として、忠実の例が反映しているのかもしれない。巻四〇「紫野」に、

臨時祭に、内の大殿の若君、殿におほしたててまつらせたまへりつる、この正月二十一日に御元服せさせたまひて、侍従になしたてまつらせたまへるが、少将にならせたまひて舞人せさせたまふ。大将殿の少将におはしし時、春日の〔春日の〕は学習院大本「春の」臨時祭の舞人せさせたまふ日、殿の台盤所に頼綱が参らせける、

咲きそむる挿頭の花の千世を経て木高くならん蔭をこそ待て殿いみじきことどもを尽くさせたまへり。

(三五二〇頁)

とある。忠実は、師実の孫であるが、「内の大殿」(師通)の「若君」(忠実)は、「殿」(師実)方で育てられたとある。元服し、侍従、少将になり石清水臨時祭の舞人をつとめた、と続いたものである。

右の記事は、「正月十九日」堀河天皇の父白河院への朝覲行幸、「二月二十二日」白河院の高野山参詣、二十九日に還御、という記事に続いているもので、寛治二年(一〇八八)のことなので、この臨時祭を『寛治二年記』にあたると、詳しい記録が残る。波線部「殿いみじきことどもを尽くさせたまへり」と記されたが、その意味するものが確認できる。

なお、忠実が石清水臨時祭の舞人をつとめた記事に、父師通が同じ祭の舞人をつとめた折の、頼綱の和歌が記されている。新編全集の頭注に、「大将殿」以下「舞人せさせたまふ」まで、「注記等が混入したか」とするが、ここは、師実―師通―忠実と三代にわたり、少将の時石清水臨時祭の舞人をつとめたと、師通のみ独自に記さずに、頼綱和歌の挿入で描いたものであろう。^⑧「挿頭の花」が、「木高くならん」とあるのは、舞人の挿頭である桜を指して、行事にあう。巻三六にもどる。『云]後冷泉帝の人となり、『毛]一条院焼亡し(康平二年(一〇五九)高陽院に移る(康平三年八月)と記して、師実関連記事となる。

〔云]このごろ殿の少将殿は、中納言中将にてものせさせたまふ。まだきより色におはしまして、忍びありきいみじうせさせたまふ。皇后宮の小少将といふ人ただならずなりて、男君生みたてまつりたれば、はじめたる御子にて、殿聞こしめして産養せさせたまふ。心ことにもてなさせたまひて、若君なども御覧じけり。

(三五七頁)

「中納言中将」になったと記す。師実は天喜四年(一〇五六)十二月に権中納言となり、中将を兼ねていた。「まだき」という若い年齢の時から、色めいていて小少将という、姉寛子付き女房に子どもを産ませたと記している。そして、師実の「はじめたる御子」として、頼通は、師実の子を迎えて産養したと記す。

「小少将」について、新編全集頭注に、「母伯耆守定成女ナリ」の底本勘物と天台座主記の「仁源」母名が一致するとした。没年から天喜六年(一〇五八年)八月に康平に改元)の誕生とする。それは、師実十七歳にあたり、四月に中納言中将から大納言に上っている。

この「小少将」は、下野集1番歌に登場している。後藤祥子氏は、この巻頭歌が寛子入内の翌年永承六年(一〇五二)とするなら、師実十一歳のときとなり、恋人に相應しい小少将もそれなりの年齢であろうからと、永承六年説を退けていた。

次の師実の記事は、五節の舞姫を出している。

〔四〕殿の大納言、五節出させたまふ。皇后宮の女房、中臈、下臈のきたなげなきどもを出させたまふ。われはと思ふ際のは出させたまはず。装束、有様いふ方なし。この御時には制ありて、衣五つなどあれど、厳しからねば、さるべき所どころにはいみじくせさせたまふ。後一条院の御時こそはかりしか。……中宮より童女の装束奉らせたまへり(装束微細に記すが略。世の中をめづらしき五節の有様なり。童女なども人のほどことなるをえらせたまへり。この御時にはをかしきこと多く、御心をやりてなんおはしましける。 (③三七八頁)

新編全集頭注に、師実が五節の舞姫を献上したのは、天喜五年(一〇五七)の十一月(定家朝臣記)で、大納言になる一年前と指摘する。

五節の舞姫や童女に関わり、服飾が詳しく描かれるが、二重傍線部のように、それは禁制はあるものの、厳しいお達しはなかったのと記して、中宮から贈られた童女の服飾を描いて、この御時には「風趣に富むことが多く、満足でいらつしやうた」(新編全集 現代語訳)という文脈が際立つ。「後一条院の御時」はこのようであった、とも言及する。

引用した二重傍線部での、「制」という言葉は、平安文学作品の中では、『栄花』それも続編に突出して多く見え、他の女流散文作品には見られない。正編の一例は、巻八「初花」の土御門第法華三十講の五巻の日に、「捧物」に言及するもので、服飾とは無関係にある。

ところが、続編には、〔四〕の引用に二重傍線を付したように、天皇と関わらせて記す特徴が共通し、かなりの数に及ぶ。全用例を、巻ごとに整理し、天皇名を付した。

◇巻二四

・内(後朱雀天皇)の御心、いとめでたくあるべかしく、すくすくしうさへありて、制も厳しくなどぞおはしましける。御かたちいとめでたくおはします。 (③二九八頁)

・この御時(後朱雀天皇)は、制ありて、衣の数は五つ、紅の織物などは制あり。ものの栄えなけれど、をりをり院の人の装束などはいとをかしくせさせたまふ。されど、制あれば、いと口惜しくぞ。 (③三一五頁)

◇巻二六 引用した 〔四〕

◇巻三八

・この内(後三条天皇)の御心いとすくよかに、世の中の乱れたら

んことを直させたまはんと思しめし、制なども厳しく、末の世の帝には余りてめでたくおはしますと申しけり。人に従はせたまふべくもおはしませず、御才ごさいなどいみじくおはします。後朱雀院をすくよかにおはしますと思ひ申ししに、これはこよなくまさりたてまつらせたまへり。世人怖ぢ申したる、ことわりなり。おほかたの御もてなし、いと気高くおはしませり。女院の申させたまふことをも、さるまじきことをばさらに聞かせたまはず。

(③四三四頁)

・(後三条天皇、母女院や皇女聡子内親王を伴い、住吉天王寺参詣) 御船の有様は、来し方行く末ありがたげにしつくしたり。挑みつつ人々当り当りに仕まつれるさま、年としころ何なにことにも制ありつるを、このたびぞ残ることなくしつくしたりける。女房の衣はなほ五つなり。

(③四四八頁)

◇卷三九

・十月十六日御禊(白河天皇の大嘗会御禊。「扶桑略記」によれば、承保元年(一〇七三)の十月三十日に行われた)とて世の中いそぎみちたり。女御代には、…(関白教通の子息内大臣信長の養女がつとめた。装束は関白教通が決めたので、不本意ながら従った)：(白河天皇の御代にも)紅の打衣は、なほ制ありとて、山吹の打ちたる、黄なる表着、竜胆の唐衣なり。空薫物の香なんすぐれたりける。

(③四七二頁)

・二日は、殿に臨時客などいとめでたし(殿)は師実、時に関白。女房紅梅の匂に、萌黄の打ちたる着たり。制あれば数五つなり。されど、綿いと厚くて、少なしとも見えず。あまたあるこそ厚きもあまりなれ、うち出でたるは、薄きはものげなきに、いと

きよげに見ゆ。

(③四八六頁)

続編には天皇に関して比較する書き方が目立つと指摘されているが、右の「制」という観点もその一つに入る。制が「厳し」と記されたのは、後朱雀・後三条天皇である。後一条・後冷泉天皇の時は、制はあるけれども厳しくはないと、あった。白河天皇の時には、「制」を遵守している様子が書かれている。具体的に制と服飾とを結びつけるのは、卷三四の後朱雀天皇の後例、卷三六の師実五節の例、卷三八の後三条天皇の後例、卷三九の白河天皇の大嘗会御禊の女御代(関白教通孫女、師実が関白になっての臨時客、という五例になる。後朱雀天皇の厳しい「制」に、「ものの栄えなし」「いと口惜し」と漏らした感想はあるが、それでも服飾は、制の枠内での独自の工夫をこらすことになる。

2 物語られた師実の事跡——結婚、任内大臣、「世の固めとなら

せたまふべき：」——

「**四〇**藤原信家と俣子内親王の結婚生活」とある。続いて、「**四七**信家と内親王夫婦が、源師房女麗子を養女にし、東宮に参らせようと思つていたが、東宮には、後一条天皇皇女馨子が「やむごとくなくおはします」、能長の養女である茂子も「御子たちあまたが御親にて」東宮の寵愛も深いからと、次のように、師実との結婚が選ばれた。

四〇殿の大納言殿をおはしませたまふ。儀式有様世の常ならず。三月二十日のほどなり。…(師実室女房たちの装束を記す)：三日のほどいとめでたし。四月十日あらはれさせたまふ。…(再び師実室の女房たちの装束を記す)：…

祭には、ひき続き物御覽するもいとめでたし。女房車乗りこぼれて、ことなりて所もなきに、よそほしく華やかにて、もとよりある車どもおし消ちて、立ち並び御覽する、清少納言が言ひたるやうにめでたしと見ゆ。 (③三八一頁)

師実を麗子の婿に迎え入れたことを記し、その結婚が「三月二十日のほど」と記す。月日だけで年は記されない。露頭、まもなく賀茂祭見物と話題を転じている。『枕草子』「よろづの事よりも、わびしげなる車に」段を引用して、女房車を引き連れてよい見物席をとりあげてと、華やかな雰囲気伝えようとしている。

結婚した「三月二十日」は、何年のことか記されないが、

四) そのまたの年、内大臣にならせたまひぬ。 (三八二頁)

とあり、師実が内大臣になったのは康平三年(一〇六〇)七月であった。頼通が太政大臣に移り、左大臣に教通、右大臣に頼宗、内大臣に師実が任じたと記す。つまり、師実結婚を、『栄花』では康平二年と位置づけたものである。

『康平記』(本文は『群書類従』による。平定家の日記)によれば、康平二年条に、

三月二十日 大納言殿御坐新所(布袴檳榔毛)。前駆十人(四位二人。五位六人。六位二人)。雑色十二人。

とあるのが、大納言師実の結婚であるらしい。一方、『中右記』元永元年(一一一八)十月二十六日条には、内大臣忠通と民部卿藤原宗通女の結婚に、師実を先例として次のように引用する。

康平三年大殿(師実)渡山井大納言亭之例被尋用也。……
戊刻内府出御、候東三条東御門(檳榔毛)……入御彼邸東面
南四足門(路間不上御車御簾)、引入御車轅於門中、於

門外下御(布袴、野剣、笏)、前駆十二人衣冠、……

『康平記』『中右記』ともに檳榔毛に乗って訪れる。両書に記された「布袴」が婿君の衣装であることは、『江家次第』巻二十「執婿事」にも見え、婿が布袴でやって来て、帰る際には剣と下襲を置いて、衣冠を着て帰るが、近代ではそういうこともなくなったと記している。

師実と麗子との結婚は、『中右記』の年時よりも、定家が記した『康平記』の康平二年三月二十日としてよいであろう。

こうして、師実の結婚(四七)、任内大臣(四六)が記されると、連続して、四八「師実、また五節の舞姫を出す」(『康平記』、康平三年のこと)、四九「師実、後冷泉天皇、東宮の人となり」と記される。

五〇「師実、後冷泉天皇、東宮の人となり」とあるように、師実が、後冷泉天皇や東宮(後の後三条天皇)と並べられている記事を検討したい。

殿の御有様の、いとどのやかに恥づかしげにきよげにものせさせたまふに、御心ばへさへ飽かぬことなく、御才などおはしまし、よろづにすぐれさせたまへるを、栄花の上の巻には、殿の御子おはしまさずと申したるに、かくさまさまとめでたく、世の固めとならせたまふべき一人のたち出でおはしましけるものを。色めかしくあだにおはしますも、若きをりにさものせさせたまはぬ人やはある。さればこそ、をかしくなまめかしきことも出で来れ。いとうるはしきは、すさまじくすくよかなりかし。 (③三八三頁)

直前に、師実が内大臣となったことが記されていて、師実に対してはじめて「殿の御有様」と「殿」呼称をする。最初に師実が、「恥

づかしげにきよげ「御心ばへさへ飽かぬことなく」「御才など」と、人物の器量が申し分なく、漢学の素養もあることを言う。そして、「世の固め」となるにちがいない、「一の人」めいていらつしやいますのに、と記す。

この「世の固め」の語は、『栄花』正編に二例あり、ともに道長を指したことは、続編ではこの一例のみ。師実の将来に触れ、政治を担うべき「一の人」めいていと位置づけているのは、師実のその後を知ったゆえの表現とは考えられないか。「栄花の上の巻には、殿の御子おはしまさずと申したる」の、「殿」はむろん、父頼通を指し、子どもに恵まれないことに触れた正編(巻二四「わかばえ」)を批判している。

師実は、右の記事で、一方で、「色めかしくあだにおはします」と評されているが、結果的には、「をかしくなまめかしきことも出で来れ」と肯定的におさめる。すでに、「小少将」のことは記されていたが、他の女性たちにここでは触れない。第二部巻三九に師実の子女たちに触れつつ、その母親について語られることになる。

右の一連の記述は、いわゆる第二部の世界を知っているかと思わせる。そして、

内の上もいとたをやかにをかしくおはします。東宮は、うるはしく厳しきやうにおはしませど、才おはしまし、歌の上手におはします。女房なども御覧じはなたず。(女房の近江守実経女が男御子を生んだが、四五才で亡くなる、「伊勢の心地ぞしける」とある)^①

師実、後冷泉天皇、東宮と三人が並べて記されたことになる。なお、東宮について、「女房なども御覧じはなたず」と触れるのは、巻三八の巻頭部、いきなり後三条天皇の御代になっていて、長女の一品

宮聡子内親王に仕える女房源基子が、天皇の男御子(実仁)を生んで、女御となる記事に関連していく、と読むことができよう。

その後、^②「師実家大饗」(内大臣になって初めての正月大饗)が続く。^③「桜の宴、競馬、相撲」と宮中の行事を並べ、年月の流れを「…過ぎぬ」と記して、^④「九月十三夜の宴、人々の和歌」と、師実が天皇御前に登場する章段となる。

九月十三日、月の夜の常ならぬに、御遊びあり。二位中納言筆の琴、師賢の弁和琴、政長の少将笛など、いとをかし。夜ふくるままに、月澄み昇り、遣水の例よりは広く流れたる、いとをかし。内の大殿、御年のほどよりもいとどやかに、おとなしく恥づかしげにものせさせたまふ。御才などもおはしまし、さるべきをりをりの公事などにも、年おとなびたまへる人だにおのづからあやまりたまふこともあるに、事の作法などめでたく目やすくせさせたまふとて、おとなびたまへる上達部などめで申したまふ。御かたちいときよげに気高き御有様なり。俊家の「二位中納言、いとはなやかにきよげに、かたち人と見えたまへり。堀河の右の大殿こそは、かたちの名とりたまへりしかば、この殿ばらもみないとよくものしたまふなるべし。

(③三八五頁)

九月十三夜の月をめめるようになったのは、後朱雀朝期の源師房家歌合がはい例と指摘されている。^⑤八月が母嬪子の忌月であった後冷泉天皇がいちはやく内裏に取り入れたことになる。「月の宴」が記されている。管弦の遊びに見える三人はその道の上手であった。「内大臣」師実も伺候する。人となりと公事においても誤りなく立派にとめて、と賞賛された。二位中納言俊家は、堀河右大臣

頼宗の美貌を受け継いでいるとして、師実と並んでクローズアップされている。なお、卷三九には、師実息師通が、俊家の四女と結婚する記事がある。

引用は省略したが、十三夜の和歌四首が書きとめられている。作者は、「内の大殿」(師実)、「二位中納言」(俊家)、中納言(能長)、二位中将(祐家)という、それぞれ、頼通、頼宗、能信、長家の子らであり、道長孫たちが並んでいる(なお、頼通弟の三人は次巻で死去)。以上、卷三六では、師実が元服以降、官人として任内大臣まで、その閨歴を正面から描いていた。また結婚も月日を記して見えた。師実は、この卷三六を閉じる際にまた見えるが、次節で、姉皇后寛子を綴った記事を検討して、最後にいわゆる跋文と関係させて、とりあげることにはしたい。

三 続編卷三六「根あはせ」の皇后宮寛子

1 頼通女寛子の入内、後冷泉天皇后宮を描くとき

師実の姉寛子が、「四 頼通女寛子入内」と初登場する。「京極殿」内裏であった。「さるべき」人々の女が競って女房に参り、「多かれど書かず。……数へつくすべくもあらず」という盛大さであった。「十二月」のことで、「母上は三条殿とぞ聞えさするも、さぶらはせたまひて参らせたまへり」と母祇子の同行も記す。

続いて、「五 寛子の立后」とあり、「二月」皇后に立つ。頼通はその母の出自をまぎらわせて、母倫子に任せさせていた。が、「今は何ごとのつつましようてかは忍ばせたまはん、めでたしなども世の常なり」とある。天皇の寵愛も深く、「殿もかひあり、うれしく思

しめす」と頼通の喜びを記す。

立后には、内裏から出て「東三条殿」の里邸で行われる。

殿の、たちゐる思しめし急がせたまはんに、靡かぬ草木はいかで
かあらん。 (③三六三頁)

と頼通の権勢に触れる。立后の儀は、中宮章子に詳細に記したためか(三七)、省筆されている。

上達部の立ち並びて拝したてまつり、御髪上げさせたまひて、倚子の御座におはしますほどなど、いふ方なくめでたし。宮にも参りたまへりし典侍ぞ御髪は上げたてまつる。唐の御衣など奉りたる御有様の、ありつきておはしましつることなど語りたまふ。 (③三六三頁)

上達部の拝礼を倚子の御座で受けたことは、簡略ながら触れる。内裏にもどる際には、だが、中宮章子に記されなかった宮司や女房三役などについて、次のように記す。

大夫には隆国の源中納言、権大夫には経任の中納言、亮には祐宗(経家カ)の頭弁、大進には丹波守高房、憲房の尾張守、今一人は(本文統かず)。(宣旨は「脱カ」源民部卿道方(の女「脱カ」、藤民部卿の女御匣殿、内侍には定親の右大弁の妹など、さまざまなり。経通の帥中納言の女も参りたまへれど、うちとけてもさぶらひたまはず。宣旨も里ながら参りたまはでなりたまへるなりけり。経長の源中納言の御妹なり。

本文が悪い箇所であるが、とにかく人物を列挙していく。女房三役も、宣旨・御匣殿・内侍について、系譜を添え述べ立てる。名前を記すことの意味が大きいのか。そして、

さるべき月夜、花の折すぐさず殿上人参りて、歌詠み、御遊び

などつねにあり。めでたしなどもおろかなり。おぼえもいみじうおはします。

中宮も、幼くより並ぶ人なくておはしまししかば、むつまじくあはれにやむごとなき方にも思ひ申させたまへり。殿もこの御方の御事をば、かたじけなく心苦しう思ひきこえさせたまひて、ありしにも変ることなく仕うまつらせたまふ。(③三六四頁)

とある。傍線部Aは、四条宮下野集にも、後冷泉天皇が皇后方を来訪、仲むつまじげであり、折につけ、内裏女房や殿上人と皇后方女房との交流など、明るく華やかな雰囲気伝えていた。和田律子氏「後冷泉天皇と皇后寛子」^⑩は、「四条宮下野の目に映った後冷泉天皇」として、下野集の1番歌・28番歌他を例にあげて説明している。

皇后寛子への寵愛も深いと綴って、「中宮」章子内親王に関してもとどりあげる。後冷泉天皇は、中宮に対しても、幼い時から大切な人として思いも深いと記す。

さらに、傍線部Iのように、関白頼通は、中宮に対し、「かたじけなく心苦し」と思い申し上げなさっている、と示す。わが娘を后にして、二后並立になったことに関わろう。「ありしにも変る」ことなく仕えたと記している。「ありしにも」とは、たとえば、巻三四で、章子内親王が裳着を終え、その夜に東宮(後の後冷泉天皇)に入侍したとあり、続いて、「五 東宮・章子内親王、内裏に入る」とあり、

東宮は梅壺に、一品宮は昔のままに藤壺におはします。藤壺の東面は、殿の御宿直所なり。入らせたまひて、梅壺の西面、上の御局にておはします。殿、内の大殿など、出で入らせたまふにも参らせたまふ。(③二九六頁)

と殿舎を記して、関白頼通の宿直所は章子内親王が住まう「藤壺の東面」とある。さらに、

御参りのほど三日は殿おはしまいて、夜は御杵を抱き、御衾まぬらせたまふなど、あはれにこまかに、まことの御親などのやうにあつかひきこえさせたまふも、昔の御事をいみじう思しめすにこそ。(③二九六頁)

と、東宮参りのことをふり返り、婚姻の三日間、頼通は東宮の杵を抱き、衾を参らすという、親がわりの役を務めていたと記す(父後一条も母中宮威子も崩御して、女院彰子が章子・馨子内親王を養育していた。

巻三六「七 章子内親王立后」と、章子内親王が中宮に立った折には、

その夜の御饌参る御まかなひは、殿の上、宮仕うまつりたまふ。頼通正室隆姫がまかない役をつとめた。つまり頼通は、ずっと中宮章子を後見していた。(③三五二頁)

章子内親王に仕えた出羽弁の家集(出羽弁集)にも、頼通が、娘寛子の立后後であっても、中宮章子方を気つかう様子が見える。家集は、皇后寛子が入内した翌年の永承六年正月から秋までの家集と指摘されているものだが、「殿」頼通からの配慮が見える。中宮章子が大夫長家の大宮第にいたころ、七夕の歌会に、関白頼通が、藤原範永や平経章ら歌人を派遣したとある。歌会一つにも、頼通の心配りがあった。続編では出羽弁は、後一条・後朱雀・後冷泉天皇の御代に、その名前が頼出し、二十三場面にも登場する。だが、突然その名前が消えているのは、何か意味があるのだろうか、今後の課題としたい。

『采花』巻三六最後の記事は、皇后寛子主権の春秋歌合である。その直前には、「**五** 正月の拝礼、大饗」として、

拝礼は、正月には、中宮、皇后宮かはりがはりに、年をかへつつなむ大饗はありける。
(③三八七頁)

と、小見出しに一文のみという段落がある。右の一文は、続編第一部を理解するためには、重い記事である。注釈書は、中宮皇子と皇后寛子が、交替に拝礼を行い、また二宮大饗も一年おきに交替で行われるのが例であった、の意に解している。しかし、これは、正月大饗とその拝礼を指しているであろう。

東海林亜矢子氏「中宮大饗と拝礼」を参照したい。氏は、歴史的な変遷を実際例にもとづき、表に整理し説明する。右の記事を理解できる範囲のことを紹介したい。

氏は、そもそも「正月大饗」は、「后」の地位にあるものが全員行えるものではなく、「現天皇との関係の深さによって」きまり、「一、名の后のみが行える儀礼」(傍点は稿者。以下同じ)であるとした。「王権中枢部に位置する現天皇の妻または母という、最重要の后が行うこと」によって、それらの後の優越性を明示することができる儀礼であった」とする。一人の中宮大饗を行う后を決めるのは、「基本的には天皇であろう」とする。儀式次第上からも、「后が独自に催せるものではなく、天皇の承認が必要であった」という。中宮大饗を行うことによって、「后間の優劣を可視的に表現する」ことになり、格差をつけることであり、「ひいては、現王権の権威や安定に寄与したと考えられるのである」という。

そして、「拝礼」する君臣関係を構築する人々は「内の殿上人」であり、正月大饗は、「后は内裏昇殿者から拝礼を受けることによつ

て、当時の身分秩序を可視的に表現することができる「時」と「場」であった」とする。

東海林氏は、『采花』に後冷泉天皇の中宮皇子と皇后寛子とが交互に正月大饗を行ったとあるのは、「妻后二人ともが摂関家に近く、どちらかのみを選択することが、逆に王権の不安定化につながるかねないゆえの方策だったのではないだろうか」とされた。

『采花』での中宮皇子・皇后寛子を並列する描き方については、すでに、高橋由記氏は「妻后並列の実態」において、後冷泉朝に皇后・中宮を併記する(時に女御教通女も並べる)記事十箇条を、巻三六・巻三七から引用している。また、「後冷泉後宮と妻后同殿におけるキサキの文化圏」においては、「皇子内親王と寛子の文化圏の直接的な交流が諸資料に見えないこと」を指摘している。両文化圏の女房たちの直接的な交流を示す資料が残っていないことから、「両文化圏の緊張を読み取ることができ」、「それぞれが文化的質の高さを維持していたといえよう」とする。¹⁶⁾

現実としては、確かにそうかもしれないが、『采花』では、高橋論文の指摘箇所だけでなく、場面構成であつても、たとえば、先に引用した『五』にも、寛子立后後に、中宮皇子の記事を置くように、二人の后を公平にバランスよく並べて記す記述が多い。何故に、続編は二人を並べたてる書き方を選んでいくのが、私には気になるところである。次稿でその意味するところを考えたい。

2 皇后寛子の春秋歌合

下野集に、「宮の歌合、世にののしりて、日記あることなれば、これは書かず。」(69番歌)と見える「皇后宮春秋歌合」が、巻三六

の巻末に置かれている。『平安朝歌合大成』「二六三」に、漢文日記と仮名日記とが残る。高橋由記氏「王家主催の歌合と女房の出詠——「皇后宮春秋歌合」に関連して——」(『日本文学研究ジャーナル』12二〇一九・二二)は、内裏で行われた盛儀であるが、兼題の撰歌合に堪えうる歌才を備えた皇后女房が多数いたものとする。十番二十首のうち著名歌人にまじり、皇后女房の詠歌が六首、と指摘する。自家女房の歌で催した歌合だったかとし、自歌女房出詠の多さは、女院彰子の菊合に次ぐものという。

本歌合について、全体像が理解できる漢文日記から、まず概要を整理する。ただし、鎌倉時代の補写本なのだが、本文誤謬が多く文意不通の箇所あり、と指摘されている。

「天喜四年四月卅日」に「皇后宮女房中有二歌合事」とあり、「春秋物色」を題目とし、左春右秋に分けたとある。続いて次のような内容順で記されていく。

ア 閏三月、女房たちが方人・念人を分ける。

イ 女房方人・宮司念人の名前を列挙。

ウ 歌合当日、殿上人たちを左右に分ける。

エ 当日の室礼と皇后の御座。

オ 左右女房の座と衣裳。

カ 上達部は東渡殿に、関白頼通や大臣教通・頼宗は南渡殿に座す。

キ 右方文台員刺、左方文台員刺を東広廂の南間、北間に置く。

ク 火をともし、講師・読師・判者が座に着く。

ケ 披講、勝負を争う。十番左に御製。左勝。

コ 男性方人は本の座にもどる。

カ 差餞のこと(皇后方が準備)。

シ 管弦の遊び、関白以下両大臣襟をひらく。

ス 天皇が密かに渡御、御簾中ということを入々は知らなかった。

セ 深更に及んで禄のこと、各々退出。

男性官人の役割と動き、女房たちの座や絢爛たる服飾、趣向をこらした員刺・文台、天皇・皇后の御座も記されている。歌合後の男性官人たちの酒席、管弦、禄なども詳しい。

田島智子氏は、「皇后宮春秋歌合」解説(和歌文学大系48『王朝歌合集』明治書院 二〇一八)で、「宮廷を巻き込んだ大掛かりな歌合であった。しかし、内裏は上東門院彰子・関白頼通・皇后寛子一族への心寄せを皆で示すような、私的な性格の強い歌合であった」と捉えている。題の選び方に頼通の大饗屏風の影響を見、和歌表現からは女院彰子が関わった歌への顧慮を指摘している。

仮名日記を見ると、ア・イに詳しく触れ、オに続き、当日、皇后殿舎の東面をしつらい、左右方人の頭を中央にして、方人たちが左右に分かれ、さらに五人ずつが南面に座したと記す。春秋に應じて、華麗な衣装について触れる。絢爛たる趣向を凝らした衣装は、だが、方人二十人のうち、左右の頭のみが女房名と詳しい服飾が記され、残る十八人は、個々の女房名は消され、服飾も説明的な文章となり、固有性を消している。

対して、『采花』続編は服飾について丁寧に記す傾向があり、特にこの春秋歌合では、個々の女房名と服飾について、方人二十人全員を精細に記している。もう一つの仮名日記を使用したと推量される。

森田直美氏『采花物語』の「皇后春秋歌合」——特に女房装束の描写に注目して——¹⁷⁾では、二十巻本仮名日記が、女房服飾の「歌の意匠化」

という試みを重視し記しているのに対し、『栄花』では、「左右の女房装束を、まるで記録文章のような趣で淡々と記すのみ」と指摘する。そして、春秋歌合の女房装束を『栄花』が、「一人ひとり淡々と、詳細に、具体的に」記すのは、それ以前の歌合の装束が、左赤系統、右青系統と分かれ、ほぼ団体として左右の対照性を際立たせてきたのに対して、前時代には行われてない、個々の女房による「新しい試みを重要視し、つぶさに伝えようとした結果ではないかと推察する」と指摘する。それは、同じく巻三六に記された永承六年五月五日の内裏根合に、中宮章子方の女房が「菖蒲の衣」に統一する服飾であるのに対し、皇后寛子方は「菖蒲、棟、瞿麦、杜若」など、一人一人個別に、作り物・口置で変化をつけた趣向にも通じる、とされている。

ところで、もし、巻三六に皇后寛子の立場性を物語るという目的があったならば、歌合大成の仮名日記には、それにふさわしい次のような記事がある。

a 宮の御前、大床子の間におはします。上臈たちさぶらひ給ふ。上の御前、御直衣にて渡らせ給ふ。玉垂れの御簾のうちに御覧す。光さし添ひたる心地す。

b 殿の、心にもてなさせ給ふほど、見ざらむ人に聞かせまほし。上達部殿上人つくして参り給へり。そのままに書き記さず。東の渡殿を座にしたり。殿上人責子に、殿、南の渡殿に御簾おろしてさぶらはせ給ふ。

いかにも宮仕え女房の目がとらえた筆致なのであるが、『栄花』には、a 皇后の御座、天皇もともに御覧になったこと、b 父頼通が渡殿に控え、多くの公卿・殿上人らも参入したことに、触れない。

ところで、この歌合会場の設営については、赤澤真理氏「歌合の場―女房の座を視点として」¹⁸⁾が詳しい。漢文日記から「寛子の御座所である新造の一条院内裏東面を会場とした。東面の壁を除去し御簾を垂れ、東面に後冷泉皇后寛子が座った」とし、その座所は仮名日記に「大床子の間」とあり、「崩した壁は塗籠の可能性がある」とする。「廂の東面に御簾に添って几帳(菖蒲重ね)を立て、東廂の中央の間を空けた」、そして南北に文台及び員刺を置いた。

さらに、御座を中心に、「東廂の北に左方女房五人、南に右方女房五人、南廂に左・右方各五人の女房が座った」と記し、「東渡殿には、公卿が座り、南渡殿に頼通・大臣が座した」との説明もあり、全体図を示している。

東面十人・南面十人の女房たちは、「各御簾下打二出袖裾」といだし衣をしたものであるが、『栄花』の文章がわかりにくい。南の廂の御簾際に座した「今五人」であるが、「式部の命婦」「源式部」「新少納言」「女」とあり、つづいて、

内大臣殿の御乳母、柳どもに、紅の打ちたる、柳の二重紋の表着、裳、唐衣も同じことなり。近江の三位、紅梅の薄きをみな打ちて、表着、裳、唐衣みな二重紋、御帳のそばの方に参りてさぶらひたまふ。内侍、ことごとしからぬ薄紅梅どもに、赤色の唐衣。小式部、梅の匂ひに、濃き打ちたる、紅梅の表着、萌黄の唐衣、薄色の裳なり。

右十人は……

(3)三八八頁)

とある。突然に、傍線部「内大臣殿の御乳母」、つまり師実の乳母が登場する。仮名日記には、「松の葉重ね」「梅重ね」「桜重ね」「柳重ね」「野辺の下草重ね」「藤重ね」「山吹重ね」と列挙されているが、

「柳重ね」に該当する女房は、右の師実の乳母しかいない。彼女が、左方南廂に座した五人目にあたる。『栄花』注釈書にその意味の明確な説明はない。

続く、「近江の三位」以下は、四月晦日の歌合に春の装束をして、皇后方「御帳」の近くに参り伺候する。仮名日記には、先にあげた a の文章に続いて、

御乳母、源の三位まゐり給へり、紅梅・柳の匂ひをうちて、浮線綾の表着・裳・唐衣、地摺に絵描かれたり。扇の透影、水の白波たちかへり、見るとも飽くまじき姿なり。上人ひき連れて、具しきこえてまゐりたまへり。

と、天皇乳母「源の三位」が内裏女房「上人」をひきつけてきたとある。

つまり、『栄花』の傍線部「近江の三位」は、天皇乳母「源三位」にあたり、傍線部の「内侍」も「小式部」も「上人」内裏女房で、二人をひき連れて来たと、解釈できる。仮名日記の服飾描写は、『栄花』の衣装とは少し異なっているが、天皇が左方なので、左春を応援する立場の服飾である。

巻三六にも、歌合らしく、キ文台・員刺や、コ方人の論難なども記している。しかし、女房一人ひとりの名前を連ねていく書き方は、『栄花』独自のものである。皇后寛子の立后に宮司や女房三役について記したことに通じてもいる。名前を残すこと、書き連ねることに、何らかのメリットがあったと考えざるをえない。

残る問題として、何故に巻末に位置づけたのかがある。巻三六には三つの歌合が描かれ、永承六年根合記事から離して書きたい、という意味もあつたろう。しかし、巻三六の末尾「至」続編ここまで

の跋文」にある、次のような文章と連動しているのではないか。

A 世の中のゆきかはり、人の御幸ひなど、昔物語のやうなる事どもあるを、幼き人などにもかかることこそはあれとも見せんとて書きとどむれば、近きほどのことはなかなか忘れ、年月のほどもたがひてぞ。殿の大納言大臣にならせたまひにきなどいひたれど、この歌合には中将にておはしまししほどなりけり。人のせよといふことにもあらず、もの知らぬに、人のもどき、心やましくも思しぬべきことなれど、何の書き留めまほしきにか。過ぎにしことも今のこともしどけなし。かく所どころに書き留むるは、ただなるよりは人にももどかれむとなるべし。

傍線部のように、春秋歌合には、「大臣」であつた師実が、中将でいらつしやつたと、春秋歌合の年時を承知している。A という結びの文章は、跋文という見方もなされてきた。それでは、何故に右のような文章が必要であつたのか。

この続編が、波線部「幼き人など」に見せようと書きとどめたところがあるが、波線部には敬語が用いられず、女房階級に関わる「幼き人」となる。しかし、それは作品の性格上、執筆の第一義とは考えられない。撰閲家と天皇家に関わることを、本稿で述べてきた範囲だけでも、原資料を集積して文章化するには、強力なネットワークと、膨大な共同作業という労力が不可欠である。正編については女院彰子のもとでと推測したように、続編も、主家に仕えて主家のために記したものとしか考えられない。

正編の想定読者を一品宮禎子内親王とする見方がある。作品内部からの証明を経たものではない。さらに、A の波線部、「幼き人」に見せようと書きとどめたという箇所には、教育的意図を読みとり、

敬語がないので、想定読者を正編とは異なつて女房階層であろうかとする(星山健『王朝物語の表現機構』第Ⅳ部第一章「栄花物語」正編研究序説―想定読者という視座―)文学通信 二〇二一、初出二〇一五年)。しかしながら、続編全体の読解を経ずに云々するのは、あまりに性急過ぎるように思われる。ちなみに、二重傍線部の、人の非難に触れた箇所には、「おぼし」と尊敬語が使われている。

そこで、Aを、歌合にひきつけた文章として解したらどうなるのか。豪華絢爛華美を尽くした皇后寛子歌合を、主家ではなく女房レベルにひきつけて、弁明して記したと解するのである。というのも、『平女朝歌合大成』別一五 永保三年夏 関白師実家女房歌合は、行われなかった歌合として、「百鍊抄」巻五・永保三年」の記事を引用する。

閏六月二日、近曾、関白家女房欲レ企ニ歌合一。而依レ有ニ過差聞一、被レ停ニ止之一。

近ごろ関白家師実女房が歌合を企画したが、「過差ノ聞工有ルニ依ッテ之ヲ停止セラル」と白河天皇の意向で中止になったというもの。萩谷氏は、「承暦二年四月廿八日の内裏歌合においても、左方が風流過差を尽くしたことを快く思われず、僅か二日後に、右方の人達だけを集めて、文芸本位の後番歌合を催された白河天皇の主張がここに一貫しているわけである」と説明する。

後世のことであるが、藤原定家は、女を宮仕えに出すにも、その衣装代が大変で、助力を乞うている。ところが、春秋歌合では、少なくとも二十人もの女房が、独自の重ねを新調し斬新な装いを凝らして、衆目にさらしている。「過差」以外の何ものでもない。Aがもし、後冷泉天皇・関白頼通の時代になされた文章ならば、「制」

もゆるやかであつたし、「人のもどき」などの顧慮は、必要ではないであろう。もし続編を一体的なものとし、Aを白河院時代の文章とすると、作者の自己言及にこと寄せて、院や世間への、ある種の配慮がはたらいたと解せよう。関白師実は、個性の強い白河天皇と上手につきあっていたのだが(注3参照)、そういう配慮を熟知している作者の、一つのポーズがAの文章になったかと、捉えておきたい。

四 卷三七における四条宮寛子と師実

1 卷三七の皇后寛子

卷三七巻頭は、卷三六末尾の記事となる皇后宮春秋歌合と均衡させるかのように、「(一) 中宮章子内親王方の七夕」が置かれて、女房たちの和歌三首が並ぶ。

「(九) 中宮女房たちの桜の歌」では、桜の盛りに馬場殿に月夜に中宮の女房たちが出かけて、和歌を詠むという記事があり、花が雪のように散ると引歌し、また女房たちによる歌三首が見える。それに続くのが、皇后宮女房たちの詠歌で、次のように見える。

内の御前にて殿上人に鞠蹴させて御覧する日のありさま、いみじくめでたし。そのころ、皇后宮の上の御局の泉に、大きな桜をささせたまたまひて、人々詠みける、

(底本他本等和歌ナシ。空行ニシテ九行空白。他本モ同様ニ空白行ヲ置ク) 中宮・皇后宮とさぶらはせたまひて、内裏わたりにもあらず狭きに、さるべきをりをりなんかはりがはりに物御覧じなどに上らせたまひける、

(③四〇七頁)

右の前半部が、下野集にある同じ時のことと指摘されている。次の歌群である。

桜の盛りに、上の御局におはしまいに、御前の泉に散り
たる花をいと多く入れさせたまへるを

行く末もはるかにや見む桜花岩間を出づる水に宿して (一八三三)

女房たちの御、あまたありき。御前にて殿上人あまた召して、鞆御覧ずる中に、隆綱、藏人の弁師賢召して、この花は見るや、歌奉れと仰言あれば、かしこまりて、立ちて台盤所の方より、中将 (一八四番歌・「返し」の一八五番歌、略す)

下野集には、四条宮の泉に散った桜を入れた趣向に、女房たちの歌が多くあったとするも、歌は下野歌以外に見えない。そして天皇渡御、鞆の遊び御覧、下命により、中将隆綱の歌が提出され、下野が返歌したとある。

対して、『栄花』では、後冷泉天皇が殿上人を召して鞆御覧になるといふ記事を先行させ、「そのころ」として、四条宮が上の御局に面した泉に桜をささせて、散る花も見て楽しむ趣向にと移して、「人々」の詠草を記す。残念ながら、底本も他本も本文の損傷があり、詠まれた和歌がない。下野集には、「女房たちの御、あまたありき」とあるので、他の女房が、その時の詠歌を書きとめたのであるろう。春秋歌合に『栄花』に見えたもう一つの仮名日記と歌合歌のように。

続く、点線部の中宮・皇后と並べる記事がことさら付加されて、卷三六同様に二人の后を同列に描く意図が見える。続く、「〇」女御歎子小野に籠る」には、小野の山里に退出して長居する歎子のもとに、後冷泉天皇が侍従の内侍を遣わす。歎子の透影のすばらしさ

を記す。卷三六にも、「〇」天皇と后妃たちのなか」として、天皇の「御心ばへめでたくなだらかにをかくおほします」と同時に、后妃たちの「上らせたまへど、とみにも上らせたまはず」と、おたがい遠慮するさまが描かれていた。

四条宮寛子の登場だが、「〇」高陽院内裏の法華八講、「〇」五卷の日の有様」と続き、前者には皇后寛子方と中宮章子方の装束が詳しい。後者には、皇后は下において見物とあり、女院の捧物以下が記録されたような文体で綴られ、中宮・皇后の捧物も詳しい。中宮が輦車で帰る様子が、また女房が対渡殿をつたつて帰るとあるのは、卷八「初花」の法華三十講からもどる彰子女房と同様に記されている。

さらに、卷三七には、「四」中宮章子、阿弥陀三尊を供養」と、中宮が二条殿に出て御八講を行った記事、「五」頼通、宇治に籠る」と頼通が宇治に御堂建立、宇治に御八講をする、という記事(本文に損傷があるらしく内容は不明)、「三」女院彰子、中宮章子内親王と対面」は、「五月最勝御八講」と清涼殿で行われる法会であり、法会記事が多い。

2 師実に男子誕生、頼通弟三人の薨去、東宮母の死

卷三七の卷名「けぶりの後」の由来は法成寺の焼亡であった。この巻には、齋院の交替、東宮妃茂子が、東宮御所で「男宮一所、女宮四所」を残して亡くなったこと、源師房の長男俊房が後朱雀皇女に密通したことなど、卷三八以降の未来に関わる記事が並ぶ。と同時に、後朱雀女御生子の出家や病のこと、頼通弟の三人の薨去など、物語られてきた人々の退場も記されている。

師実の未来に關しては、男子が誕生したことが記される。その妻(源麗子)出産のことは、時期の近かった東宮妃馨子内親王の男宮誕生に並べられて記される。

〔二〕東宮の齋院ただならずなせたまひぬ。いかがと思しめしめて、御祈りなどせさせたまふ。この院の御後見は源大納言、昔のままに仕まつらせたまふ。内の大殿の上も、同じさまの御心地に悩ませたまふ。齋院男御子生みたまつらせたまへれば、あひなく世の人喜び申す。殿よりはじめてたまつり、殿ばらも思し喜ばせたまふ。

〔三〕九月ついたちに、内の大殿の上いといたくわづらはせたまへば、いかにも思しめすに、いと平らかにきらきらしき男君生れさせたまひぬ。源大納言殿、かたがたにうれしく思しめさる。

(③四〇九頁)

右に二箇所傍線を付した「源大納言」とは源師房のこと。「かたがたにうれしく」とあるのは、師房が馨子内親王の別当で、かつ師実室麗子の実父であったからという。男宮の方は九月五日の誕生と確認できる(平定家朝臣記)。東宮の若宮には、我も我もと乳母に参り、乳母の名前が列挙される。その産養が「九月七日より」とある。しかし夭折してしまう(③三三③四一〇頁)。

師実室は「九月ついたちに」「きらきらしき」男君誕生とあり、男君(師通)であった。康平五年九月十一日のこと。しかし、東宮御子の逝去のことがあり、七夜は忍びやかであったと記す。五十日、百日と過ぎた。若宮のことが残念がられている(③四③四一頁)。

年も変わつてと、長家病悩のことが子どもの説明とともに見えらる。「女一所、男二所ぞものしたまひける」として、

女は左の大殿の御子の大納言(信長)の上、男(忠家)は中納言にて右衛門督かけたまへり。今一所は二位中将(祐家)とぞ聞ゆ。(③四一頁)

「つひに霜月の九日」(康平七年)亡くなる。右大臣頼宗も患い大將を辞した。そして、「またの年二月三日に」頼宗が亡くなり(康平八年(一〇六五))、「三所ながらほどもなくうせさせたまひぬる」と、弟能信の薨去(康平八年二月九日)を添える。女院彰子・殿頼通の嘆きが語られていた。以上が、(③五③六)。

卷三七は、世代交替も描かれる。〔七〕には、頼宗が病で辞した右大將に、「源大納言」(源師房)がなり、師実もすでに教通から左大將を譲られていたと見える。

〔三〕女院彰子、中宮章子内親王と対面」は、女院彰子が「五月最勝御八講」に内裏に入るものである(治暦三年(一〇六七)のこと)。後冷泉天皇の御代だからこそ、養母として、清涼殿で行われる行事に接することができるのである(③四〇九頁)。

例のごとく、「皇后宮、上の御局におはします」と聴聞する皇后寛子方の御座のしつらいを詳しく記してから、女院の西が「中宮の上の御局」で、「例の藤壺の上の御局」と中宮章子方の御座を記し、中宮が女院のもとに渡って、「中の戸」を開けて対面となる。

東の方よりうち渡らせたまひて、長押におしからせたまひておはします。左右に、帝、后を下に据ゑたてまつらせたまひておはします院の御有様こそ、今始めぬことなれど、なほいとめでたけれ。こなたかなたなほいとめでたき御有様を見たてまつらせたまひて、いかがはおろかに思しめされむ。(③四一八頁)

後一条後冷泉天皇の三人、中宮章子は、女院彰子の子どもと

いつてよい。続編開始からの重要な帝母であった彰子については、後冷泉天皇の御代を閉じるにあたり、描くべき大切な対面記事であったろう。

五 卷三七の巻末記事

卷三七の巻末にある、いわゆる跋文なるものは、後に付加されたもので、本来の『栄花』本文ではないと、第一節に述べたところである。卷三七の末尾の本文は、よって次の宇治に住む関白頼通への行幸となり、それを記して終る。

〔五〕春とまらせたまひにし宇治の行幸せさせたまふ。十月九日なり。めでたしなども世の常なり。いふにもおろかなれば、物損ひにもやとて。

なんとも簡略である。「春とまらせたまひにし」とは、「〔三〕年改まる」に、

年も返りぬれば、例の作法にて過ぎもてゆく。宇治殿に行幸あるべしとありつれど、とまりぬれば、口惜しく思しめす。

③四一七頁

とあったもので、行幸は是非書くべきものであったに違いない。『今鏡』すべらぎの上第一「黄金の御法」は、この後冷泉天德行幸について、宇治を舞台に詳しく描く盛儀であった。

宇治橋の遙かなるに、船より楽人参りむかひて、宇治川に船浮かべて漕ぎ上り侍りけるほど、唐国もかくやとぞ見けると人は語り侍りし。御堂の有様、川の上に錦の仮屋作りて、池の上にも、唐船に笛の音さまさま調べて、御前の物などは、金銀いろ

いろの玉どもなむ貫き飾られたりける。

〔本文は『今鏡全釈』による〕

翌日詩会も催され、御製もあつた。『今鏡』と同じ資料によるかとされる『扶桑略記』には、治暦三年（一〇六七）十月五日に宇治平等院に行幸、翌日は雨のために留まり、詩会を催し、七日に還御とある。一臣下邸に、宇治にそれも二泊する行幸であつた。還御のとき、寺家に封三百戸を与え、頼通には、「年官年爵食邑三千戸」（『扶桑略記』）と「准三宮」を賜っている。『栄花』はそれすら記さないが、巻末に置いたのは、後冷泉天皇と関白頼通の関係を重視してのことであろう。

宇治行幸翌年の四月に、後冷泉天皇は崩御する。後一条・後朱雀天皇の場合には、めんめんと人々の悲しみを綴つたのに、卷三八になると、すでに後三条天皇の御代となっている。下野集・康資王母集にも和歌はなかった。しかし、続編に後冷泉崩御は意外なかたちで記されているが、次稿に譲る。

注

- 1 四条宮寛子女房の手になる、「四条宮主殿集」「康資王母集」なども同様である。
- 2 「栄花物語と編年体」（『歴史物語講座 第二卷栄花物語』風間書房一九九六）。氏は、正編について、「過去に對して遠近法的なとらえ方」を卷一冒頭から読み取り、「代」という天皇歴代もあるとす。さらに、「卷」と「年」という異質なものが相互に支えあう、二重の構造を有するとする。「卷」を通じて記事が、「史実のレベ

- ルに根を下ろすというもう一つの保証を用意したことになる」という。
- 3 久保木哲夫・加藤静子『藤原頼宗 師実集 全釈』（花鳥社 二〇二一）。
- 4 卷三三に、後朱雀天皇の大嘗会御禊には、女御代を頼通夫妻養女の姫子女王がつとめ、「一の宮」（後の後冷泉天皇）の見物もあり詳しい。大嘗会当日は、「例の月日の山引き……」程度で済ませている。同じ記述が重ならないようにとの配慮があるようだ。が、後冷泉朝期に重きがあると読める。
- 5 拙稿「一品宮周辺と『栄花物語』続篇第一部（一）―「暮れ待つ星」と「根合」の巻―」（『王朝歴史物語の方法と享受』第Ⅱ編第四章 竹林舎 二〇二一。初出一九七九年）。
- 6 以下の引用は、国際日本文化研究センター「撰関期古記録」データベースによる。表記は一部変えた。
- 7 『寛治二年記』（注6と同じデータベースによる）三月二十三日、二十四日条に詳述される。出立の日は、天皇御禊の後に、祭使・舞人・陪従らに衝重を賜り、天皇の出御と撰政（師実・左右内三相府（後房・顕房・師通）が、「先づ壁下の座に着せしめ給ふ」と、撰政と三大臣が出席する。途中の「湯漬」を差し出す休憩所までに、師実と左右大臣以下が連れだったとある。この日鳥羽殿では白河院らが見物するというので、一行は着替えしなとも見える。翌日の帰洛には、一行はやはり朱雀院に休憩、少将忠実のもとに、師実と父内大臣師通が訪れている。『定家朝臣記』同様に、こまやかな記録が残る。
- 8 『公卿補任』を見ると、師通は、延久四（一〇七二）年正月に十歳で元服、六月に「右少将」、七月「転中将」とあり、参議となる承暦元（一〇七七）年三月まで中将であった。祭が三月なので、舞をつとめたのは白河天皇の延久五年以降、中将の時となる。また、頼綱歌の「蔭をこそ待て」の表現は、頼綱が六十代後半であった忠実の時よりも、師通の時がふさわしいであろう。なお、注5の拙著、第Ⅱ編第一章「『栄花物語』続篇考―敬避表現と人物呼称から―」で、続編に描かれた、撰関家嫡子が祭に関わった様相を辿った（初出二〇〇七年）。
- 9 後藤祥子氏「家の集と虚構―四条宮下野集の冒頭の場合―」（『会誌』一九六〇・二一）。
- 10 続編に伊勢の引歌は多いが、歌人「伊勢」という名は四例。本例のように、人物設定があり、それが「伊勢」と同じ状況にあると表現する。いわゆる第二部では、卷三八の後三条天皇讓位の際に、次のように記されている。
- この十二月の八日おりさせたまふ。この近くなりては重くわづらはせたまひておりさせたまふに、いとあはれなり。「あひも思はぬ」など、弘徽殿の壁に伊勢が書きつけけんなど思ひ出でられて、何ごとにも目のみとまる。おりさせたまひて、弘徽殿におはしまして、十六日にぞ、関白殿のおはします二一条殿に出でさせたまひぬる。③四四五頁
- 11 瓦井裕子氏『王朝和歌史の中の源氏物語』（和泉書院 二〇二〇）第二部第四章「九月十三夜詠の誕生」―端緒としての『源氏物語』撰取―。
- 12 『藤原頼通の文化世界と更級日記』（新典社 二〇〇八）第一部第五章。

- 13 久保木哲夫氏『出羽弁集新注』(青簡舎 二〇一〇)解説による。
- 14 出羽弁は、天喜二年(一〇五五)の禊子内親王家の物語合に、『あらばあふ夜のと嘆く民部卿』の物語を中宮出羽弁として提出する、物語作家の一面もあった。親しい人から依頼されて、小家集を編んで送ってもらった。日本文学Web図書館『辞典ライブラリー』『出羽弁』(久保木哲夫氏)に、かつては『栄花物語』続編の作者に擬せられることもあった出羽弁が、寛徳三(一〇四六)の記事を最後に名前が続編から消えていると指摘する。
- 15 『平安時代の后と王権』(吉川弘文館 二〇一八)第四章。初出二〇〇六年。
- 16 『平安文学の人物と史的世界——随筆・私家集・物語——』(武蔵野書院 二〇一九)第二編第五章「妻后並列の実態」、初出二〇一一年。同第六章「後冷泉朝後宮と妻后同殿におけるキサキの文化圏」、初出二〇一三年。
- 17 『日本女子大学大学院文学研究科 紀要』15 二〇〇九・三
- 18 『特別展示 近衛家陽明文庫 王朝和歌文化一千年の伝統』(国文学研究資料館 二〇一一)。

キーワード

跋文 師実 制と服飾 二后並立 正月大饗

受領日 二〇二二年九月二十九日
受理日 二〇二二年一月二日